

**ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援事業運営業務に係る
公募型プロポーザル応募要項**

1 目的

本要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援事業運営業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援事業運営業務

(2) 業務内容

「ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 予算限度額

1,992,500千円（消費税、非課税の交付原資など一切を含む）

（注）限度額を超える提案は、最優秀提案者としない。

3 参加資格

この手続に参加できる者は、単独の法人又は共同企業体とし、それぞれ次の要件に該当する者とする。

(1) 単独の法人の場合

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、業務委託に係る業務種目の大分類が「07企画・製作」かつ小分類が「05イベント等の企画」もしくは「06イベント等の運営」に該当し、特Aの等級に格付けされている者であること。

ウ この手続の開始の日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

エ この手続において、単独の法人又は共同企業体の構成員として重複して参加していないこと。

(2) 共同企業体の場合

上記（1）に掲げる要件について、代表者はアからエまでのすべてを満たし、全構成員がア、ウ、エのすべてを満たしていること。

4 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年4月9日（木）午後5時まで（必着）

(4) その他

この手続の開始後に、3（1）イに掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨を明記すること。

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問書（別紙様式2）を提出すること。

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

また、口頭による質問は、受け付けない。

なお、個別の質問の場合を除き、回答は、随時、環境政策課のWebページにて公表する。

[公表先URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/>

(1) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

(3) 提出期限

令和8年4月9日（木）午後5時まで（必着）

6 企画提案手続等に関する事項

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（別紙様式3）

イ 企画提案書

- ・A4判片面使用とすること。（縦横自由。枚数制限なし。枚数の多寡は審査基準に含まない。）

- ・基本コンセプト、事業の内容、管理運営体制、類似事業の実績等について、できる限り詳細に記載すること。

ウ 実績書

- ・他の自治体等で同様の実績（省エネ家電等購入支援事業運営業務）がある場合は、実績が分かる書類を添付すること。

エ 業務実施体制表、スケジュール表

- ・業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

- ・業務を実施するスケジュールを示すこと。

オ 参考見積書（原本は1部で可）

- ・算出根拠が分かるように記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

カ 企業概要

可能な限りA4判とする。（既存のもので可）

キ 共同企業体構成員名簿

共同企業体で応募する場合は、共同企業体構成員名簿（別紙様式4）を提出すること。

（2）提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、書留等の配達状況が確認できる方法とすること。

（3）提出部数

6部（正本1部、副本5部）

（4）提出先

「8 書類の提出先及び問い合わせ先」のとおりとする。

（5）提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時まで（必着）

7 企画提案書等の審査及び結果の発表

（1）審査方法

審査は、ぶちエコやまぐち省エネ家電等購入支援事業運営業務審査委員会が、書面審査にて実施する。

なお、提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、審査を行う。

（2）審査基準

審査項目及び配点は別表「審査基準表」のとおりとし、審査において合計点が最も高い者を最優秀提案者（受託候補者）として選定する。

（3）審査結果の通知

令和8年4月下旬を目途に、提案者全員に対して、最優秀提案者を書面により通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けない。

（4）契約の締結

最優秀提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務委託の手續を行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

協議が整わなかった場合、若しくは最優秀提案者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議する。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、委託者との協議により適宜変更を求めることがある。

8 書類の提出先及び問い合わせ先

山口県環境生活部環境政策課 地球温暖化対策班
〒753-8501 山口市滝町1番1号(山口県庁2階)
電話番号：083-933-2690
FAX番号：083-933-3049
メールアドレス：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

9 その他

- (1) この手続の開始後に、3(1)イに掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年4月9日(木)午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
なお、申請方法等については、山口県会計管理局会計課のWebページを確認すること。
[参考URL] <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/160/304743.html>
- (2) この手続に参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) この手続に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、協議により追加、修正、削除することがある。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に山口県がやむを得ないと認めたときは、この限りではないものとする。
- (7) 参加者が次のいずれかに該当する場合、失格となることがある。
 - ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - イ 応募要項に違反すると認められる場合
 - ウ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<参考：今後のスケジュール>

令和8年4月 9日(木)午後5時	参加表明書、質問書の提出期限 資格審査申請書の提出期限
令和8年4月16日(木)午後5時	提案書等の提出期限
令和8年4月中旬(予定)	審査の実施(書面審査)
令和8年4月下旬(予定)	審査結果通知

別表 「審査基準表」

審査項目		評価基準	配点
1	業務実施体制	<p>○本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力及び体制を有しているか。</p> <p>○事務局やコールセンターの運営において、利用者や店舗等からの問合せ・申請に対する的確かつ迅速に対応・審査できる体制が確保されているか。</p> <p>○専用サイトに必要な情報が盛り込まれており、利用者及び店舗等が利用しやすい工夫がされているか。</p> <p>○業務実施スケジュールは適切か。</p>	25
2	事業実施に係る広報	<p>○県民に対し、本事業の利用促進につながる効果的な周知の手法が提案されているか。</p> <p>○小売店舗等に対し、本事業の内容や参加条件等を分かりやすく明確に伝えるための周知の手法が提案されているか。</p>	15
3	参加店舗の募集及び登録等	<p>○参加店舗の募集及び登録の仕組みが簡便かつ確実性のあるものとなっているか。</p> <p>○登録した店舗の公表方法について、利用者が閲覧しやすいものとするよう工夫されているか。</p>	10
4	ポイント等の交付に関すること	<p>○県民支援の観点を踏まえ、ポイント等交付申請の仕組みが簡便かつ確実性のあるものとなっているか。</p> <p>○不正なポイント等交付申請を防止するための措置が適切に講じられているか。</p> <p>○交付するポイント等は県民支援の観点を踏まえ、汎用性の高いもの（ポイント等の種類数等）となっているか。</p> <p>○ポイント交換未完了者を特定し、交換期限到来前に連絡を行うなど、未交換を防ぐ対応がとられているか。</p>	20
5	セキュリティ等	<p>○本業務の実施に当たり取得した利用者及び店舗等に関する情報について適正に取り扱うことができるか。</p> <p>○業務運営に係るシステムについて、不正アクセス防止等、セキュリティの確保が十分に行われると見込まれるか。</p>	20
6	参考見積書	<p>○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。</p>	10
合 計			100